

東北町 人・農地プラン

作成年月日	直近の更新年月日
令和6年3月29日	令和5年3月31日

市町村名	対象地区名(地区内集落名)
東北町	上北地区
	新館・戸館・八幡・赤平・大浦・徳万才・中岫平・才市田・大洞・境ノ沢
	新山・菩提寺・虫神・小川原・向山・沼崎本村・上野 豊田・新町・本町・南町・旭町・花向町・栄沼・栄町

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2,566 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1,334 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	472 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	153 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	316 ha

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・大規模化している農業者もいる一方で、高齢化や後継者不足も進んでいる。 ・条件の良い農地は今後も適切に維持されると見込まれるが、条件の悪い農地は将来的に荒廃農地化が進んでいくと見込まれる。また、所有者が不明で貸借したくても出来ない農地がある。 ・農地の集積や地区外からの新たな入作者の参入が進んでいる一方で、特に水田地帯の大規模農業者の中には農地の維持管理作業(水路の清掃や草刈り等)まで手が回らず、管理が不十分な農地も見受けられる。また、大規模農業者や地区外からの入作者が増え始めたことで、地域住民による共同作業等の人手が不足し始めている。 ・繁忙期などは作業委託を含めた補助労働力を活用したいが、人材難や費用負担の増加により、必要な労働力の確保が困難になっている。 ・外国人労働者を雇用するに当たり住環境の整備等に多額の費用がかかるほか、関係法令に基づく対応など、個々の農業者では限界がある。また、周辺住民の理解も含めて地域全体で受け入れる体制を整備していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>兼業化や高齢化が進んでいる一方で大規模化している農業者も一定数いることから、今後は高齢の農業者等から引き受け意向のある地区内の中心経営体(転作組合を含む)への農地集積・集約化を図り、農地の有効活用に努める。</p>
<p>地区内の中心経営体(転作組合を含む)への集積・集約化を促進する一方で、地区外からの入作者等が地域の農地維持に重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地区外からの受入れも促進することで、遊休農地が増加しないように対応していく。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、185筆、3,918aとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

・今後増加が見込まれる担い手の離農や、土地の相続が発生した場合には、関係機関が連携して、農地中間管理機構を通じた貸借の活用を促すとともに、手続きのサポートを行うことで農地の有効活用を図る。
・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

新規・特産作物の導入方針

・水稲については全国的な需給状況を踏まえ、主食用米から新たに加工用米への切替えを促進する。
・畑作物については主力品種であるナガイモ、ニンニク、ゴボウ以外に、収益性の高いたまねぎや人参などの園芸作物の生産に取り組む。

多様な経営体の確保・育成

・地区を超えた単位での話し合いの場を設定するとともに話し合いの場には中心経営体以外の農業者にも参加を促し、多種多様な意見の把握や、関係者間の連携体制の構築を図る。
・大規模農業者や地区外からの入作者の増加により、農地の維持管理作業(水路の清掃、草刈り等)や地域の共同作業に支障が生じないよう、非農業者も含めた保全管理組合の活用等も検討していく。
・新規就農希望者に対しては積極的な情報提供や相談対応を行うとともに、各種支援制度を活用しつつ、関係機関が連携し、定期的な圃場の巡回や営農指導など就農準備から定着までのサポートを行う。

基盤整備への取組方針

・補助事業を活用した水田から畑地への転換が進んでいる中、今後の地域の営農環境の変化を見定めつつ、農地の区画整理や農道、用排水路の整備など必要な基盤整備事業の必要性も含めて検討する。

農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・高齢の農業者や作業時間に制約のある兼業農家を中心に、ドローンによる防除作業や、短期間でかつ労働力を必要とする作業、高額な設備投資を必要とする作業など、ニーズ等を踏まえながら今後の活用促進を図る。